

「憲法を学問する」II

開催要項

日程 2017年11月11日(土)～12日(日)
会場 大学セミナーハウス(東京都八王子市下柚木1987-1)

講師紹介 (五十音順)



蟻川 恒正
(日本大学大学院
法務研究科教授)



石川 健治
(東京大学
法学部教授)



木村 草太
(首都大学東京
法学系教授)



宍戸 常寿
(東京大学
法学部教授)



樋口 陽一
(東京大学名誉教授
・東北大学名誉教授)

趣旨

「憲法を本格的に勉強してみようと思うのですが、どういう本を読んだらよいのでしょうか？」—— 一般市民向けのセミナーで、そういう質問を受けるとき、思わず考え込んでしまう。

メディアで提供されるのは、断片的な憲法解説ばかり。現政権下で憲法問題が政治的争点となっている以上、主権者の1人として、自分なりに納得がゆく程度までは勉強し、プロパガンダにだまされない批判的な眼を養いたいが、どうすればよいのか。そういう市民や学生の「本気」に応えるには、どの本も帯に短しタスキに長し。憲法70周年という記念の年だけに、憲法関連の出版は活発に行われているものの、これを読めば大丈夫、という本が見当たらない。或る憲法学の泰斗が「入りやすく、大成しがたい」という至言を残しているように、憲法は、最もなじみのある法であるにもかかわらず、実は非常に勉強しにくいのである。

「大成しがたい」分野であるのは、研究者にとっては大いなる魅力だ。ようやく一山越えたと思ったら、その先には、知的好奇心をそそる新たな研究課題が待ち受けているのだから。しかし、いくら勉強してもキリがないというのは、一般の学習者にとっては困りものである。果てのない分野であればこそ、とにかく勘所をつかむのが先決であるが、そのためには、まず研究者になって、10年単位で研究対象に沈潜する必要があるとは。ああ、なんてこと！

そうしたなか、昨年度、大学セミナーハウスの発案により、一般の市民や学生が、研究者と直接に交流し、ともに学び考える合宿が企画され、幸いにして好評を博することができた。そして、続編を期待する多くの参加者の声に背中を押される形で、本年度は読書の秋に、第2弾をおおくりする運びとなった。

講師には、戦後憲法学のレジェンド・樋口陽一教授をはじめとして、各世代を代表する憲法研究者たちが揃った。前回は憲法を理論的に考察することに力をいれたので、それを現実の社会に即して掘り下げようと、今回の合宿では、実際に事件となった「判例」を検討の素材とすることに決まった。「憲法判例を読むこと」をめぐる樋口陽一／蟻川恒正の師弟対論に加えて、4つの分科会における講義・討論や参加者の報告を交えた、盛りだくさんの内容である。内容に新味を盛るための工夫としては、各講師が分科会でとりあげる判例や主題の選択に際して、すでにまとまった研究を発表している分野をあえて避けるよう、申し合わせをした。かねて関心をもってきたものの、これまであまり執筆してこなかった分野について、参加者とともに新鮮な気持ちで取り組んでみよう、というわけである。

各分科会への参加は、残念ながら、抽選による割当ての形によらざるを得ない。けれども、機械的に割り振りを行った昨年の合宿への反省から、今年は第一希望を優先的に割り当てると、少しでもご希望に近い分科会に参加できるよう、工夫を加えてみたい。もちろん、講堂での全体会において、他の分科会の講師・参加者とも交流する場が、昨年同様積極的に設けられているほか、分科会での議論を共有するために、各講師が自ら要旨を報告するパートが新設されている。

とかく政治的・党派的な文脈で扱われがちな憲法。これを「学問する」とはどういうことか。大学生・大学院生のみならず一般市民にも門戸を開いて、講師たちとともにじっくりと考える機会にしたい。

対 論

担当：樋口 陽一・蟻川 恒正

憲法判例：法律家の秘儀か、公共世界の案内図か ——判例のなかに社会像を読む——

憲法判例のなかに我々が読みとるのは、具体的な訴訟事件の解決のために裁判所が提示した憲法論である。だが、事案に密着し基本的には当事者の主張に制約されているその憲法論には、当の裁判所によっても明確に意識されていない裁判所自身の前提理解が思わぬ形で露頭していることがある。本対論では、一つの判決——船橋西図書館事件最高裁判決——を素材に、公共社会に対する最高裁の捉え方を読みとり、更にそのデモクラシー観についても論及したい。

分 科 会

第1分科会「家族と個人」 担当：石川 健治

個人は家族のなかで育つ。戸籍にみられるように、国家の法は、個人を、しばしば家族という単位で把握しようとしてきた。そうした家族のかたちを規定する日本国憲法24条は、同時に、「個人の尊厳」にまで言及する唯一の憲法条文でもある。個としての自覚がめばえた人間にとって、家族は、彼もしくは彼女が直面する最初の共同体であり、個としての生き方を、庇護するだけではなく抑圧もする。その家族の形態が、こんにち多様化してきた。それをどのように憲法上評価すべきか。近時の重要判例を通して考えたい。

第3分科会「文化と国家」 担当：宍戸 常寿

憲法は、政治をはじめとして、さまざまな生き方の領域に関わります。他の分科会は、家族、経済、思想・宗教を取り上げますが、この分科会が扱う文化へのアプローチは、憲法学もまだ手探りの状態です。そこで、一つは教育をめぐる裁判、もう一つは美術館や図書館を舞台とした裁判を取り上げる予定です。文化の担い手、緊張を伴う文化と政治の関係を考えながら、憲法の役割（とその限界）について議論したいと思います。

第2分科会「経済の自由と公正」 担当：蟻川 恒正

憲法は経済活動の自由を保障しているといわれる。しかし憲法22条1項が直接に保障しているのは職業選択の自由と居住移転の自由であり、経済活動の自由ではない。日本国憲法が経済活動に対して如何なる態度をとっているかは、憲法の全体構造に照らして再吟味する必要がある。経済活動の自由に関する基本判例を素材に、参加者ととともに「自由」と「公共の福祉」の関係についての思考を整理し、可能であれば憲法の全体構造を定位し直すことを模索したい。

第4分科会「内心の自由」 担当：木村 草太

この分科会では、良く知られた憲法と宗教に関する判例を読み解き、それと合わせて、一見、宗教と関係がなさそうで、実は深い関係がある、という判例の内容を検討してゆきます。自身が宗教的狂信を持つことは、まさにその理由故に、自身では気づくことができません。ある領域の判例には、その不気味さがよく表れています。皆さんで、この問題を解決するカギを探しましょう。

プログラム

11月11日(土)

12:50 受付
13:20 開会
13:30 対論
14:30 パネルディスカッション (分科会講師)
16:00 オリエンテーション
16:20 分科会 I
18:00 夕食・フリートーク

11月12日(日)

9:00 分科会 II
11:00 分科会報告と感想
12:30 昼食
13:30 総括討論
15:10 記念撮影・閉会(解散 15:30)

交通案内

●東京駅より約1時間30分、羽田空港より約2時間

●最寄駅

JR 八王子駅 } 各駅よりバス→約15～25分
京王線北野駅 } (野猿峠バス停下車徒歩5分)
京王相模原線南大沢駅 } 各駅よりタクシー約10～15分

*詳しくはホームページの〈アクセス〉をご覧ください。

募集要項



- ・対象：大学生(大学院生含む)および社会人
- ・定員：80名
- ・参加費：会員校学生 7,000円
一般校学生 9,000円、社会人 15,000円
宿泊、食事、資料代、消費税を含む。
- ・宿 舎：学生:相部屋、社会人:個室
(一部に風呂・トイレ共同の部屋あり)
- ・分科会：原則として分科会への配属は、事務局にお任せいただきますが、特にご希望の分科会がおありの場合は、申込フォームにご記入ください。ただし、ご希望にそえない場合もございますことをご了承ください。(配属結果は当日のお知らせとなります)
- ・申込方法：「大学セミナーハウス」HPのセミナー申込フォームよりお申し込みください。
- ・申込開始：学生 6月15日(木) 社会人 7月18日(火)
- ・申込締切：10月27日(金)
- ・お問合せ先：大学セミナーハウス・セミナーグループ
TEL 042-676-8532 / FAX 042-682-2601
E-mail seminar-g@seminarhouse.or.jp
URL <https://iush.jp/>